

浦臼町設計図書等の電子化実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事（これらに係る調査、設計及び工事監理を含む。）の設計図書等を電子化して、入札の指名業者又は入札に参加しようとする者（以下「入札参加者等」という。）に交付することにより、発注事務の効率、入札参加者等の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 仕様書（特記仕様書を含む。）見積りに必要な資料、現場説明書並びにこれらの図面に係る質問回答書をいう。
- (2) 電子閲覧 設計図書等の全部又は一部を浦臼町ホームページにおいて閲覧又は取得することをいう。
- (3) 電子データ 設計図書等を PDF ファイル形式で作成したものをいう。ただし、必要な場合はエクセルワークシート等で作成できるものとする。

(電子閲覧に供する建設工事等)

第3条 電子閲覧に供する工事等は、町が発注する競争入札または随意契約に付する工事等のうち、設計図書等の電子化が可能なものとする。

(電子データの作成)

第4条 前条の規定により対象となった工事等に係る電子データは、工事等の設計担当者が作成し、工事等に係る契約担当者へ提出するものとする。

(電子閲覧の実施方法)

第5条 契約担当者は、前条の提出があった電子データを、浦臼町ホームページに閲覧期間にあわせて掲示する。

2 電子閲覧に供する場合であっても、町が必要と認める場合は従来どおりの紙による設計図書等を準備し、紙による閲覧を行うことができるものとする。

(電子閲覧の周知)

第6条 電子閲覧に供する場合の周知は、一般競争入札においては入札告示により、指名競争入札においては指名通知等により、随意契約においては見積依頼通知等により行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町が別に定める。